

# 高台自主防災会規約（改定案）

（名称）

第1条 この会は、高台自主防災会という。この規約でいう高台とは、高台自治会（以下自治会という）を構成する地域を言う。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は、高台集会所に置く。また、災害時の本部は、集会所に置く。

（目的）

第3条 本会は、地域住民が連帯共同して、自主的な防災活動を行うことにより、火災、地震、**液状化、台風、土石流、各種感染症**等の災害による被害の防止、軽減等を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本条は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）防災に関する知識の普及に関すること
- （2）火災、地震、**液状化、台風、土石流、各種感染症**等に対する災害予防に関すること
- （3）災害発生時における情報の収集・伝達・出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導及び給水・給食等応急対策に関すること
- （4）防災訓練の実施に関すること
- （5）防災資機材等の備蓄に関すること
- （6）その他、本会の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第5条 本会は、高台地域内にある世帯をもって構成する。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- （1）会長
- （2）**副会長（2名）**
- （3）**庶務**
- （4）**会計**
- （5）**福祉担当（民生児童委員）**
- （6）**地震避難場所担当幹事（10名）、2号、3号、4号、5号公園、第4中学校**
- （7）**避難所担当幹事（6名）、第4中学校、西乙訓高校避難所**
- （8）**グループ長（22名）**
- （9）**班長（68名）**

2 自治会の会長及び常任委員は本会役員を兼務し、その他の役員は本会会長が指名する

3 会長は役員の内選により選任する。

（役員の内選）

**前条（1）～（7）項の役員任期は3年、前条（8）～（9）項の役員任期は1年とする。**

**但し、ともに再任は妨げない。**

2 補欠による役員の内選は、前任者の残任期間とする。

（役員の内選）

第8条 会長は、本会を代表し、会務を統括し、自治会長と連携して災害の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を行う
- 3 庶務は、住民名簿等の作成、災害情報の収集、広報を行う。
- 4 会計は、防災活動に関する出納を行う。
- 5 福祉担当（民生児童委員）は、要配慮者の名簿作成及び関係グループ長・班長と連携して情報を共有する。
- 6 避難場所・避難所担当幹事は、担当グループ長と連携し、災害時は住民の状況を把握し、本部に報告する。
- 7 グループ長は、担当幹事と連携し、災害時は、班長からの情報を幹事に報告する。担当班内の要配慮者及び要支援者の避難に協力する。
- 8 班長は、班内の親睦・協力を大切にし、災害時はグループ長からの情報を伝達網に基づき伝える。災害時は、「全員無事です」のステッカーを確認し、表示していなければ声掛けなどを行い、結果をグループ長に報告する。

（会議）

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会及び役員会は、会長が召集し、議長となる。
- 3 総会は、年1回開催し、次の事項について審議し決定する。総会には、非自治会員を含む高台住民は出席できる。
  - (1) 防災知識の普及に関すること
  - (2) 火災、地震、液状化、台風、土石流、各種感染症等に対する災害予防に関すること
  - (3) 災害発生時における情報の収集・伝達、初期消火、救出救護、避難誘導、給食給水等応急対策に関すること
  - (4) 本規約の改廃に関すること
- 4 役員会は、随時開催し、自主防災組織の改編および防災訓練の実施に関するものの他、本会の運営について必要な事項を審議し決定する。
- 5 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 6 自治会総会及び役員会は、本会総会及び役員会を兼ねることが出来る。

（懇談会）

第10条 **グループ懇談会又は班懇談会を行う。**

（防災計画）

第11条 本会は、第3条に規定する目的を達成するための防災計画を策定する。

- 2 防災計画は、第4条に規定する事業の総合的かつ計画的な実施を図るため、必要な事項を定めるものとする

（経費）

第12条 本会の運営に関する経費は、自治会費その他の収入をもってこれに充てる。

（その他）

第13条 この規約に定めるものの他、本会の運営に関し必要な事項は、役員会が別に定める。

附則

1. この規約は、平成17年9月1日から施行
2. この規約は、平成31年4月13日に改定、施行
3. **組織体制を強化するため、ゴシック太文字の部分を改定、令和3年度から施行**